

議官丸山洋司さん、経済産業省大臣官房総括審議官田中茂明さん、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光さん、経済産業省大臣官房審議官風木淳さん、経済産業省大臣官房審議官新居泰人さん、経済産業省大臣官房審議官柴田裕憲さん、経済産業省商務情報政策局長西山圭太さん、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長松山浩浩さん、特許庁長官宗像直子さん、中小企業庁事業環境部長木村聡さん及び中小企業庁経営支援部長奈須野太さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○赤羽委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。田嶋要さん。

○田嶋委員 おはようございます。田嶋要でございます。

きょうは、我が国の産業競争力ということについてテーマをお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、最初のテーマに入らせていただきますが、お手元の資料の「ページ」を「ころん」をいただきたいと思えます。

ちょうど今から一年前、四月十八日、私、起業家教育ということについてテーマで取り上げさせていただきました。与党の先生方からも大分御反応いただいたわけでございますけれども、大臣、同じ大臣でありますので、当時の議論、覚えていらっしやいますよね。

それで、非常に前向きに検討するという御答弁もいただいたわけですが、言うだけじゃだめだということで、私は地元の千葉市でやってみました。昨年の四月に取り上げた後、どんなもんかということで、教育委員会の方にも大変お世話になりました。起業家を私の方で見出して、お願いますというところで、あとはお任せで、余り私は前に出ないようによったわけでございます。

ども、結果的には大変よかったですということでございます。アンケートも、小学校の生徒さん、保護者の方、そして先生からも頂戴しましたけれども、押しなべて好反応だったというふうに思っております。

この資料一は、もう皆さん見なれたグラフかもしれませんが、上から順番に、子供からだんだん大人に向かっていくという関係のグラフでございますけれども、一番上のグラフを「ころん」だいたいで、私が問題だと感じる、学校で起業家精神を学んだかということに関して、日本だけが格段にそうした方々の割合が低い、一番右側ですね、そう思うところがあるというふうに思っております。

起業に対するイメージも最もキャリアパスとしては悪い。みんな就職ということを考えるわけであって、就職の後で起業してもいいわけでありまして、世耕さんも非常に起業家の仲間が多いわけですが、なかなか世界の水準にはなっていないというわけでありまして。一番最後、起業に関する意識ということでも、リスクを恐れている。

私は、創業率が少ないのか、今の日本の状況、いろいろなデータがあるわけですが、結局は根っこから変えないとだめだというのが一年前の私の問題意識でありました。文科省にお尋ねしたいと思えます。

現在、小中学校すなわち義務教育の中で、起業家による出前出張というのを私は申し上げたんですが、全国でどのくらい行われておりますか。

○丸山政府参考人 お答えを申し上げます。委員御指摘の、起業家教育を推進する上で、子供たちが、ロールモデルとなるような人から直接生き方を学ぶ機会をさせることは、大変有意義なことであるというふうに考えております。

文部科学省では、児童生徒にチャレンジ精神や実行力などの起業家的な資質、能力を培わせるため、小・中学校等における起業体験推進活動事業を平成二十八年度から地域や学校を指定して実施

をしておりますところであります。本年度予算におきましても、約一千七百万円を計上しているところでございます。

また、各自自治体における起業家による出前授業については、例えば、これは浜松市の例でございますが、将来地元で起業することを人生の選択肢として考えることを目指し、地域で企業を経営する講師の派遣、また、福岡市におきましては、中学校にITベンチャー企業経営者を招いての講演会、チャレンジマインド醸成事業などを実施している、そういった取組がなされていると承知をしております。

御指摘の起業家による出前授業が全国でどのくらい、どの程度行われているかの実態について網羅的に把握をしておりますけれども、優良事例につきましては、各種会議等を通じて、各都道府県教育委員会等につかりと情報提供してまいりたいというふうに考えております。

○田嶋委員 網羅的に把握した方がいいと思うんですけども。

間もなく次の学習指導要領というのが出てくるわけでありまして、その中で起業家教育に関しては盛り込まれておられるわけでありまして。そういう時代背景も含めて、私が取り組んだ限りにおいては、反応的には、教育委員会の姿勢としては、私は非常に好意的、前向きであったという印象を持っておりますので、今が時期かなというふうに思えます。十年前だったら何ですかそれはみたいです。こういういろいろなデータを見ても、かなり私は未来が非常に厳しいなという気持ちもありますね。エストニア、デンマーク、ドイツ、大分違うんじゃないでしょうか。

そういうことを考えると、今から頑張っていくということ、そして、一、二校という話ではやはり全く私はだめだと思つた。大事なことは、今一千四百万という話がありましたけれども、お金、ほとんどかかりませんから、やる気のある起業家を見つけてから。それで二人見つかりましたから、私も。それでちゃんと中学校と小学校、一校ずつやりました。だから、こは、予算の交渉も要らないし、とにかくやるだけです。

大臣、そういう意味では、千葉市で私は取り組みましたけれども、大臣の前回の御答弁、これは、私が、全国で全ての学校でやってほしい、義務教育レベルで、そのことに関して、息子さんも起業の方に会う機会が多いからということを引きながら、前向きに検討したいという御答弁でありましたけれども、大臣、もう一度、一年たちました、よろしくお願ひします。

○世耕国務大臣 昨年七月に産業競争力強化法の改正版が施行されました。民間事業者と連携をして、起業家教育などの創業に関する普及啓発に取り組み自治体の支援を開始したところでありまして、これは、施行後九カ月間で起業家教育関連の事業は全国で三十七件認定をされまして、その認定によつてこれらの事業は補助の対象となるわけでありまして。

それ以外にも、やはり、日々なかなか学校現場と起業家というのは接点を持ってないわけでありまして。これを経産省でつなぐということ、今後、ホームページ上に起業家派遣の専用ページを開設したいというふうに思っております。今月八日から、出張授業に御協力いただける起業家の募集を開始したところであります。

既に「Startup」というのが九十二社ほどありますし、地域未来牽引企業というのが三千七百社ほど、各地で輝く中小企業を選定しているわけでありまして、その中で、まさにみずから創業したというものも結構ありますから、こういう人々に声をかけて、登録をしてもらって、五月中には、協力いただける起業家のリストを取りまとめ、小中学校に情報提供して、起業家を学校に招聘するための環境を整備したいというふうに思っております。

これはなかなか経産省が勝手にできないものですから、各地の教育委員会、あるいは教育委員会と商工会議所、商工会が連携するとか、そういう

たことや、あるいは文科省ともよく協力をしながら、今御提案の出前授業の全国普及に努めてまいりたいと思っております。

○田嶋委員 ありがとうございます。大分具体的に進めていただいているということで、ありがとうございます。

ポイントとしては、まず一部の関心のある子供たちにやらせるような授業もあると思うんですが、私は裾野を広げることが大事だと思っております。そういう意味では、十年後、二十年後に我が国の創業率が先進国並みに上がり始めることを期待しながら、幅広く、子供たちに最低まず一回は小中学校のレベルでそういう機会を与えていくのが大事だろうと思っております。小学校六年生と中学校二年生に私はやりましたけれども、どこがいいのかも含めて、経産省もリードをしていただくといい理解ですね、ぜひお願いしたい。

大臣がおっしゃった中で私も大事だと思うのは、学校現場の方々と起業家というのは接点がゼロ、限りなくゼロだと思っております。そこをしっかりと経産省にはつないでいただくといいところが大変になるんじゃないのかなというふうに思っています。

ただ、先ほど三十七件というふうにおっしゃいましたが、J-startupとか地域未来の企業はたくさんあるわけでありまして、もうちょっとこれから加速をしていただいて、中学校で全国で一千万弱ですから、そんな難しい数字じゃないと思いますよ。千葉市では六十から八十とかそういう数字だと思いますので、それは、それだけのやる気のある、そして、そういう方々にとっても未来の子供たちのための一時間の投資なんです。そういうのは当然皆さん快く受け入れていただけるというふうには私は確信をいたしましたので、どうかそこはよろしく願います。

ただ、一つは、やはり今御指摘あった教育委員会、これは経産省だけではできないわけでありまして、私の千葉市は非常に好意的でありました、

環境は整っていると思いますが、改めて文科省から、これは両省が協力するという、今まで余りやりなれていないかもしれないけれども、両省が協力して、異なるものをお互いがくつついて取り組むところに産業界とそして教育界の役割があるんだらうと思えます。

もう一度、文科省から、その役割、一緒に連携して頑張っていくという決意をいただきたいと思えます。

○丸山政府参考人 答えを申し上げます。先ほど世耕経産大臣からも御答弁ございましたけれども、経産省において新たに開設をされます起業家を小中学校等へ講師派遣するための専用サイトに関しまして、文部科学省といたしまして、都道府県教育委員会等に対して、学校現場に周知をいただくよう、各種会議等を通じてしっかりと情報提供を図っていきたいというふうに考えております。また、あわせて、引き続き、経産省とはしっかりと連携をしながら、起業家教育の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○田嶋委員 文科省さん、先生からも大変いい反応がありましたので、ぜひヒアリングもしたいので、全国一律、強制ということにはならないとは思いますが、ただ、必要性、重要性を十分周知していただいて、うちの学校でもやってみたいという学校が急速に広がっていきまますように、ことしから来年にかけてぜひ頑張ってくださいと思います。もう今既に、こういうグラフに示しているように、日本はちょっと異様なくらい、リスクをとらずに、挑戦するという子供たちが少ない状況にあるということがデータで出てくるわけですから、そこはちょっとスピード感を持ってぜひやっていただきたというふうに思います。

もちろん、ほかの起業家教育みたいな、例えば、やる気のある子供たちに何か体験、経験とか、そういうのはそれでやっていただければ結構だということですね。

それから、もう一つは、いろいろな業界団体からうちも出前授業をやりたいというケースが結構あるんですけども、これは、私はちょっと違うと思っております。これは、うちの業界に人が少ないからと自分たちのことを考えているわけだから、そうじゃなくて、私は子供たちに、挑戦する人生が楽しいぞということ、就職が悪いというわけじゃないですよ、だけれども、挑戦する人生も悪くないぞということ、これを教える授業をぜひ全国展開してほしいということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次のテーマに移りますが、きょうは宗像さんが来ていらっしゃいますけれども、ちょっと飛ばしまして知財のことについて、これから閣法が出てくるわけなので、中身の話は余りしちやいないのかもしれないけれども、資料の四をごらんください。

私の部屋にも、今度の法案の中身を聞かせていただきました。それを受けて私がつくってもらったのがこの資料でございますが、こういう説明だったんです。今回の改正によって、いわゆる知財の保護強化ということですが、特に意匠権の保護強化ということですが、こういう説明でした。ほかの国はもうみんなやっています、とくにみんなやっています、だから改正するんだという話があったわけですね。

それを聞いて二つの反応があると思うんですが、ああ、そうか、じゃ、日本も頑張らなきゃいけないなという部分もあるわけでございますが、私は逆な感じで、素材に、なぜ、ほかの国がとくにやっているととくにやっていたら、我が国はとくにやれなかったのか、そっちがやはりひっかかるわけでございます。

そこで、宗像長官にお尋ねをさせていただきます。内容が次回からの議論になると思うんですけども、このタイミング、このグラフにあるように、アメリカではもう二十一世紀に入る前からそういうものが導入されていた、EJも二〇〇三年、韓国も二〇〇三年、中国も二〇〇一

四年、何か、こういう知的財産に関しては日本の方が進んでいるんじゃないかと思いきや、もう二〇一四年に中国も明確化しているという中で、何か私は失敗しているんじゃないのかなというふうを感じる、心配するわけがあります。

本件について、国益の観点から戦略的に最適なタイミングをはかって今回保護強化策を講じようということであるのか、それとも、随分また出おかれてしまったので今慌ててやっている、そういう感じなのか。その辺をどういうふうに認識されているのかを教えてくださいたいと思います。

○宗像政府参考人 答えいたします。今回の改正のタイミングは、最適なタイミングで提出できたというふうには考えておりません。むしろ一部はもっと早くできればよかったです。

今回の意匠法改正で保護対象に追加をする画像は二種類ありまして、先生にお配りいただいた資料は、およそ画像の保護を始めた初期ということで、その区別がないのですけれども、一つは、物品に記録されていない、ネットワークを通じて提供されている画像でありまして、もう一つは……(田嶋委員「大きい声でお願いします」と呼ぶ)は……

画像は二種類ありまして、一つは、物品に記録されていないけれども、ネットワークを通じて提供される画像。もう一つは、物品から離れたところに映される、投影される画像。日本の意匠の定義が物品と一体でない保護できないものから、遠くに記録されている、なしいは遠くに映すものが保護できないという状態だったのを今回解消しようとしているんですけれども、物品に記録されていないものについては、スマホの普及とかアプリの市場拡大を受けて、二〇一一年から一四年ごろに検討をいたしておりました。当時は、権利を侵害しないように調査をする負担が重く困るといって産業界の反発が強くございまして、その当時は法改正を断念をして、その調査負担を軽くするための検索ツールを開発をし

て提供するということをしております。

その後、もう一個の画像、物品から離れたところに映される方の画像につきまして、判決で今の法律のもとでは保護できないというものが出たものですから、これを受けて、産業界の方でも、物品と一体でないものもやはり保護してもらわなきゃ困るという機運が高まりまして、それで今回の改正に至っているということでございます。

○田嶋委員 今おっしゃった、要は、当時は反対が強かったからできなかったけれども、検索ツールをつくった結果、反対がおさまったから、今回は法改正したいという、そのような話だと思うんですが、その同じような検索ツールは、早々と保護を開始している国々は持っているということでしょうか。

○宗像政府参考人 米欧につきましては、もともと意匠の定義が物品と一体というものではないものですから、もともと、意識的にネットワーク経由の提供画像というものを議論しなくても、保護対象に含まれていたということがございます。韓国等については、政府が提供しているかどうか、ちょっと今確認できておりません。

○田嶋委員 私がきのう、おととい、お伺いした話では、日本だけが持っているような検索ツールを今回開発したということなんです。だから、ということ、早々とこういう保護を強化した国々は、そんな検索ツールがなかったってやっちゃっているわけですね。

私の次の質問は、そういうことをやったのが拙速だった可能性があるわけですね、では、それを早々とこうやって保護を強化したことによって、彼らは失敗しているんですか。そこは、どのよう

に経産省は評価しているんですか。
○宗像政府参考人 今、手元にデータはありませんけれども、日本における意匠の出願が減少しております。他国では意匠の出願がふえているという中で日本で出願が減ったということは、そういうものが保護されないので出願できなかったというところで減ってしまったのだと思います。

結果として、それこそ、G A F Aであるとか、中国でもアリババとかテンセントであるとか、そういうネットワークを活用した企業が成長しておりますので、彼らが失敗したということはなかったと思っております。

○田嶋委員 今お話を聞いておりまして、失敗したということはないか。つまり、こういうタイミングで我が国が同じようなことをやらなかったことは、日本の競争力という観点からすると若干まずかったですね。やはり今の話を聞いていても。

内容に関しては次回からなんです。私が今回これを取り上げて経産大臣にお尋ねしたのは、少し前にキャットシユレスの話をしていました。キャットシユレス、韓国が世界一、九〇%。日本とドイツが並んで最下位でしたね。何でこんな事態になつていられるんですかという話をしました。その少し前にはドローンの話をしました。気がついたら中国の一家が七割のシェアを持っている。日本は存在感が全くない。まあ、埼玉かどこかに一社あるという話は聞きますけれども。

何でこういうことが次から次へと起きるのかなというのが、私は日本の今のまじい状況だと思っております。大臣もそれは痛感されていると思えます。

時間が過ぎてしまいました。お尋ねします。私は、この知財も含めて、どういうことを今やっているのかな。特にウオッチしなきゃいけない国は百もないわけですね。アメリカとEUとお隣の韓国と、それから中国ですよ、力をつけてきている。そういう国々がどう動くかしているか。特に、産業政策面での立法とかがあったときに、すぐさまそれを評価して、我が国はおくれをとったのかどうかを評価して、そのタイミングから、やはり法律の作成ということも含めてスピード感を持って取り組まなければ、結局、こういうこと、ちっちゃなことの積み重ねかもしれないけれども、まあ、ちっちゃいとは言いません。

んけれども、負けていくんじゃないんですかね。経産大臣、どのようにお考えですか。そして、そういう仕組みは今あるんですか。なければ、これからつくっていく必要性をどうお考えですか。

○世耕国務大臣 仕組みはあるわけでありまして、非常に重要な国に、合計で二百名を超える職員を派遣、常駐をさせていまして、日常から、現地を政府あるいは相手の国の企業の情報といったものを動向調査という形でとっているわけでありまして、ただ、それがアクションにつながってきているかどうかというところは、まさに田嶋委員と私も同じ懸念を共有をいたします。

今、例えばちよつとこれはおこなってしまつたなというものについては、逆によりよいものを目指して頑張っていく。例えばキャットシユレスの場合、小売店に端末設置を強制をして、かつ税額控除というのをとつたので、かなりの国費を、一兆円以上の国費を使っているんですね。我々は、そうではなくて、ポイント還元、それを補助するというやり方によって、九月月間、四千億円というかなり限定された予算でキャットシユレスの普及を進めていこうということをやらせていただいております。

その他の分野についても、おこなってしまつたものはよりよいものにバージョンアップした取組をやっていく、そしてさらに、これからは水素とかあるいはCCSといった、こういった分野の規制については逆に世界の先頭を走って行って、世界の標準を引っ張っていく、こういう取組をしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

○田嶋委員 おくれた上にバージョンダウンしていったらみつもならないから。当然、バージョンアップしてもらいたいと思えますよ。しかし、今大臣も同じ懸念をお持ちだとおっしゃるけれども、何でそんな何百人も世界じゅうに張りついているのにこういう事態が次から次へと起きるのかというのは、私は不思議です、ちよつと、中国まで導入したよ、まあ、中国も入

ると言っちゃいけないけれども、韓国も中国も導入しているよ、何で日本だけやらないんだ、これはやらない方が賢明なのかという話。

アンケート結果を見て、日本の各種団体が反対しているからということだけで日本はやめた方がいいじゃないかと思うんですよ。国際競争をしているんだから、さっきのG A F Aの話も含めて、日本だけやらなくていいのかというのが、もうまさに二〇一〇年前後で大議論になつていなきや僕はいけないと思えますよ。

だから、懸念しているとおっしゃるんだしたら、それは何を強化したらいいんですか。教えてください。○世耕国務大臣 二〇一〇年ごろはそちらの政権だつたわけでもありませんけれども、そういう意味では、やはり気づいたことをしっかりと改善をしていくということが極めて重要だと思えます。

今回の特許法の改正だって、宗像長官が就任をして、中国の現在の知財の状況とかももしっかり見てきて、その上で法律化をしてきていますから、気づいたことはどんどん改めていくという精神が重要だと思っております。

物によっていろいろなファクターがあると思うんです。キャットシユレスの場合は、手数料が高かつたとか、日本のクレジットカード業界の業界構造の問題とか、あるいはお札が精巧で偽造されにくいか、まあ日本人の文化の問題もあったと思えますが、改めるべきはほとんど改めていくし、これからは始まるであろうものまでできる限り先行していくということをお望みしたいと思います。

○田嶋委員 宗像長官もよく頑張られたんだろうと思うんですが、私は、どの政権であれ、大事なことは、特に、競争力に左右するようなことに関する制度変更がこうした主国で起きたときは、何かいつも必ずやるというフローがあつた方がいいと思えますよ、それは。

感度のいい派遣員がいたときは何とかなつたけれども、感度の悪い人が大使館でワインばかり飲

んでいたら何かミスっちゃったとか、そんなことじゃ困っちゃうわけだから、確実に、こういう立法が行われた、こういう政策変更が起きたというときに、それがフラグが立つことによって、全員でまずどうするかという対策を考えるような、その当たり前のルーチンがしっかりと築かれていくということを期待を申し上げまして、以上とさせていただきます。

ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、古川元久さん。

○古川(元)委員 おはようございます。国民民主党の古川元久です。

世耕大臣、ごとし、まさに来月から新しい令和の時代が始まるんですが、ちょうど三十年前、まさに平成の時代が始まったんですね。平成元年の四月の今ごろ、日本社会はどんなふうだったかという御記憶はありますか。

実は、ちょうど平成元年の四月一日から消費税が導入になって、これは大変だったんですよ。事業者の方も新しい税の導入に対応していく。また、これは消費者も大変だったんです。なぜかといったら、三%という税率だったから、一円玉がすぐいたくさん出まして、一円玉騒動が起きるみたいな形で、それが大変、消費税の導入、その一円玉騒動、そういったものがその後の政治にも影響を与えたんじゃないかと思うんです。

私は、これはたまたま時代がそういうことなのかと思えますが、この令和元年の十月から始まるうとして、軽減税率と、しかも、きょう聞こうと思ってるポイント還元は、三十年前の消費税導入のときと同じか、それ以上の混乱を事業者とそして消費者に及ぼすと思うんです。

それは、現場の、特に、まだ消費者の皆さん方はそれほど意識してないですけども、この軽減税率とポイント還元に対応しようとして、事業者の皆さん方は、大変なそういう心配をしています。この辺のところを特に中心に、きょうは何したいと思っています。

このポイント還元、鳴り物入りでやろうとして

いるわけでありませうけれども、もう十月からだというのに、異常に準備ができていますよね。いろいろなことが、政府から言われていることがだんだんだんだん後送りになっていく。

先日、私も随時ちょっと経産省の担当から、まあ、かわいそうだと思います、担当者、働き方改革が始まっているのに、ほとんどずっとこのために徹夜をやらされて、もうちょっと意味のある政策でそれだけ徹夜するんだしたらまだあれですけども、本当、私、聞くと、かわいそうですよ。こんな愚策のために徹夜させられるというのはかわいそうだと思いますが、それでもいろいろ何とかおこなっているんですよ。

今後の進め方についても、先日報告をいただきましたが、これは、四月のできるだけ早いタイミングから中小・小規模事業者の登録を開始する、その際、各決済事業者が中小・小規模事業者に提供する手数料率や端末などのプランの一览を公開するとともに、対象となる中小・小規模事業者が迅速に準備を開始できるようにするというふうになつていくんですけれども、いつ各決済事業者の手数料率や端末などのプランの一览が公開されるのか、また、対象となる中小・小規模事業者の要件はいつ公表されるのか。

四月のできるだけ早いタイミングといったら、もうきょうは十日ですよ。もう発表されていてもおかしくないと思うんですけれども、このできるだけ早いタイミングというのは一体いつなんですか、具体的に。

○世耕国務大臣 まず申し上げますけれども、今回のキャッシュレスポイント還元事業を担当している藤本審議官のチームは、日本が普及率二〇%とおかれているキャッシュレスを各国に追いつけ追い越せということで、高邁な理想で元気に頑張っているということをまず申し上げて、疲弊は決してしないというふうな思っています。

今回の事業の対象となる中小・小規模事業者の要件、範囲については、今おっしゃっていただいた

たように、今月できるだけ早いタイミングで公表していきたいと思っております、現在審査を行っている決済事業者についても、同様のタイミングで、提供するプランも含めてリストにした上で公表したいと思っております。間もなく発表させていただきます。

○古川(元)委員 この間もなくというのは、じゃ、この半ばぐらいまで、来週ぐらいには、今週中かあるいは来週ぐらいには発表されるということですか。四月の早いタイミングといったら、もう早いタイミングですよ、今、四月のよもや下旬とかそんなことはないでしょうね。十五日以降とかそんなことはないでしょうね。どうなんですか。

○世耕国務大臣 早いタイミングというのは、少なくとも前半ではあるべきだと思っております。いずれにしても、間もなく公表したい、そのための今最終的な調整を行っているところであります。

○古川(元)委員 とにかく、早く、これは公表した後もいろいろなことが起きると思うんです。ですから、やはり早くそこはちゃんと公表していただきたいと思っております。

次に、その公表される際には、要するに、補助対象になる事業者だけじゃなくて、補助対象外となる事業者の取引という、この詳細が公表されるというふうな聞いています。この詳細が公表されるというふうな事業者、取引の詳細が公表されるということは、そこに書いていないものについては全部補助対象になる、そういう認識でよろしいということですね。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。今大臣から御答弁申し上げましたように、補助対象の範囲、それから補助対象外となるものについて、できるだけ早いタイミング、間もなく発表、公表するという予定にしております。そうした対象外となるものというものについては、今回の事業の対象外の対象となるというふうな考えております。

ただ、新しい業種、業態ということで、判断、どっちに入るんだというようなものは、境界線上的ものは必ず出てまいりますので、それはその都度判断していくということになりますけれども、いずれにしても、補助対象外としたもの以外については、原則全て補助対象となるという考え方でございます。

○古川(元)委員 つまり、じゃ、後から変わってくるということですね。だからこそ、早く出せと言っているんですよ。

結局、出して、それでびしょとまとまるわけじゃなくて、どうも聞いてみると、出していろいろ問題があればとどろんどろんどろんと変えていきます、そんなふうだから、であれば余計現場は、早くちゃんと出してもらわないと対応ができない、あるいはどうしたらいいかわからないわけですから、そういう意味でも、早く出してほしいというふうな思っています。

次に、消費者還元の方法についてお伺いしたいと思います。

この消費者還元の方法については基本的にポイント還元だということになっているんですが、ただ、やむを得ない場合には、その理由を申告し、事務局の承認を得られた場合に別の方法で消費者還元を認めることとしていますよ。

ただ、これまではポイント還元をやつていなかったけれども、では、この機会に新たに始めようという場合に、これも後からも質問しますけれども、このポイント還元だと、使われない部分、それはみなしで、お金がもらえないというふうです。その場で事実上の値引きになるような、そういう形であれば確実に補助金をもらえるので、新たにやる場合に、ポイント還元ではなくて、事実上その場での値引きみたいな、そういうものを選ぶというところがあると思っております。

そういうことは、新しくやるという場合には、場合によっては理由を申告すればそういう例外の方法を採用するというところもできるということ